

第 11 回「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」WG

自動車整備分野における特定技能外国人の中部管内における雇用数は、令和 5 年 1 2 月末時点で 4 2 2 人となっています。

※ 別紙、国別人数 <表 1> や、登録支援機関数 <表 2> を参照してください。

出身国は、ベトナム国が圧倒的に多く 3 0 7 人。続いてフィリピン国 1 6 3 人と続いている。

特徴として、令和 3 年度はフィリピン国 4 5 人、ベトナム国 9 2 人のほぼ半数の人数であったが、令和 4 年度はフィリピン国が 7 4 人。ベトナム国 1 2 5 人の半分を超えフィリピン国の増加が見られた。

令和 5 年度（令和 5 年 1 2 月末データ）になり、この特徴は見られなくなり、ベトナム国 6 9 人。フィリピン国 3 3 人の 2 倍を超える人数で、令和 4 年度と同様な特徴となっている。

制度発足からまもなく 5 年を迎えるが、令和 5 年度に初めてインド出身の特定技能外国人が 1 7 名雇用された。

現状は、令和 4 年度がピークと思われる。

自動車整備分野でも特定 2 号が認められることとなったが、現在 2 号に移行できるのは、実質、自動車整備士 2 級取得者となっている。

整備士養成施設にて取得できる整備士資格は多くあるが、外国人の卒業生は、大半が 2 級整備士を目標として入学・資格取得を目指しています。今後、資格を取得した外国人が特定技能生として整備分野で活躍していくものと考えています。

登録支援機関については、中部運輸局にて受付した事業者数は別紙 <表 2> の数となっています。年度別では令和 4 年度が最大数となっています。

直近では、登録支援機関から特定技能外国人の受入企業に関する要件の問合せも多くなっています。

※ 参考：受入企業の要件

受入企業において、点検・整備に携わること。（令和 5 年 8 月より、点検・整備に付随する板金作業が可能となった。）

地方運輸局長の自動車特定整備事業の認証を得ることが必要。

従いまして、認証を得ていても、板金作業のみに従事することはできない。